

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17

TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二

令和6年度(第75回)全国労働衛生週間

スローガン：推してます みんな笑顔の 健康職場

期 間：令和6年10月1日～7日

【準備期間:令和6年9月1日～9月30日】

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、毎年実施しており、今年で75回目になります。

今年度は、令和5年度より始まった第14次労働災害防止計画における「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点事項等について取組を進めている背景を踏まえ、本週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとなりました。

つきましては、各事業場におかれては、労使の連携と協力のもと、以下の各期間に実施する事項を踏まえた全国労働衛生週間の実施をお願いします。

1 準備期間(9月1日～30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 高年齢労働者に対する健康づくりを踏まえた転倒、腰痛災害予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場での産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

2 全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会や見学会などの開催、作文や写真、標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

3 ご参考・お役立ちサイト

- (1) 厚生労働省・令和6年度全国労働衛生週間報道発表資料掲載サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41775.html



- (2) 産業保健活動総合支援

- 鳥取産業保健総合支援センター

<https://www.tottoris.johas.go.jp>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



- (3) メンタルヘルス対策

- ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>



- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



- (4) 治療と仕事の両立支援

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



(5) 化学物質管理

○職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

(6) 転倒・腰痛予防対策

○「いきいき健康体操」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

○腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>

(7) SAFE コンソーシアム

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp>

(8) 高齢労働者の健康づくり

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

(9) 働き方改革

○働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

(10) 労働安全衛生調査

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

(11) その他

○職場における熱中症予防情報

鳥取労働局「令和6年 STOP！
熱中症クールワークキャンペーン」

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01975.html

○職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

○鳥取労働局「第14次労働災害防止推進計画」

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01643.html

「労働基準監督署のチャットボットの配置について」

労働基準法などで定められている労働時間、休日、休憩、賃金支払、年次有給休暇などの規定を知ることが、労働者を雇用する会社にとって大変重要なことです。

労働基準監督署の窓口では、労働者、事業主など利用者の皆様からの基本的な法令の規定や解釈のお問合せに、土曜、日曜、祝祭日などを除く、午前8時30分から午後5時15分の間、対応をしています。しかしながら、窓口が混み合って電話がつながりにくい、窓口対応が可能な時間帯に連絡できないなどの状況も見られるため、厚生労働省では、7月1日より「労働基準監督署チャットボット」（問合せに対して自動応答する機能）の運用をはじめました。労

働基準監督署に寄せられる問合せのうち、質問の多いものについて自動で回答できるものとしており、チャットボットの活用で利用者の皆様が自己解決できる仕組みを整え、サービスの向上を図ることとしています。

パソコン、スマートフォンから24時間対応可能なチャットボットの利用については、厚生労働省HPの「労働基準監督署チャットボットのご案内」（https://lscb.necarcloud.jp/qadialog_webchat/）又は鳥取労働局のHPにもリンクを掲載していますので、会社における労働条件の整備、確認にぜひ、ご活用ください。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
 ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

Refresh/ 働き方 休み方

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室 指導担当（0857-29-1709）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的

に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

令和6年度(第49回) 鳥取県産業安全衛生大会を開催します

開催日：令和6年10月31日(木)
時 間：13時15分～16時30分(12時開場)
会 場：米子市文化ホール(米子市末広町293)
内 容：

- ①安全衛生優良事業者表彰
- ②無事故永年勤続者表彰
- ③活動事例発表
N O K株式会社 鳥取事業場
- ④特別講演
「災害時に必要とされるラジオ・
テレビであるために」
B S S山陰放送 アナウンサー
大田 祐樹 氏
境港市出身 ラジオ「おちらと金曜日」、
「演歌で宴会！」など担当



B S S山陰放送 アナウンサー
松原 佑基 氏
西伯郡南部町出身 テレビ「テレポート
山陰」など担当
【講演内容】

B S S山陰放送が実施している防
災への取組、ラジオ防災訓練の実
践、被災地取材をして感じたこと、
腹式呼吸・活舌練習の実施などに
ついてのお話です。

⑤お楽しみ抽選会

※参加申込は案内チラシをご覧ください。



「業務改善助成金」をご活用ください

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、労働能率の増進に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成します。

【設備投資の例】

- スチームコンベクションオーブンの導入による調理時間の縮減(飲食店)
- ビニールハウスの自動開閉システムの導入による作業時間の短縮(農業)

○シャンプー機器導入による業務効率化(美容院)

★事前に、事業場内最低賃金の引き上げ及び設備投資等の計画を作成し、鳥取労働局雇用環境・均等室に申請し、決定を得ることが必要です。

(申請期限：令和7年1月31日)

詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。か、
鳥取労働局雇用環境・均等室 企画担当
(0857-29-1701)までお問い合わせ
ください。



「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました

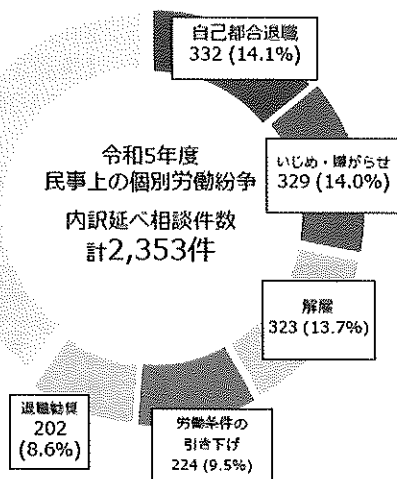
鳥取労働局では、労働局及びすべての労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設置しています。令和5年度に同コーナーに寄せられた相談のうち、民事上の

個別労働紛争に関する相談の内訳は以下のとおりです。最も多い相談は「自己都合退職(14.1%)、続いて「いじめ・嫌がらせ(14.0%)」となっています。

ほか 計 943

雇い止め	78	(3.3%)
出向・配置転換	69	(2.9%)
雇用管理等	60	(2.5%)
募集・採用	52	(2.2%)
採用内定取り消し	8	(0.3%)
その他の労働条件	429	(18.2%)
その他	247	(10.5%)

※「その他の労働条件」とは、休暇の取得抑制など他の区分に分類されない労働条件



※ () 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

詳細は、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/2023_funsoujyoukyou.pdf

仕事と介護の両立

— 介護離職を防ぐために —



高齢者人口の増加とともに、家族の介護や看護による離職者は年間10.6万人となっています。介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者が多く、そういった人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。

育児・介護休業法では、働きながら家族の介護等をするために利用できる制度として、以下の制度が定められています。

- ◆介護休業 ◆介護休暇 ◆残業免除
- ◆時間外労働の制限 ◆深夜業の制限
- ◆所定労働時間短縮等の措置

なお、厚生労働省では、仕事と介護の両立支援に取り組む中小企業事業主のみなさまを支援するため、両立支援等助成金【介護離職防止支援コース】を支給しています。

本コースは、「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた場合や就業と介護の両立に資する制度（所定労働時

間短縮等の措置、法を上回る介護休暇等）の利用者が生じた場合に支給するものです。ぜひ、ご活用ください。

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	30 万円
	職場復帰時	30 万円
	業務代替支援加算	新規雇用: 20万円 手当支給等: 5万円
B 介護両立支援制度		30 万円
個別周知・環境整備加算(A又はBに加算)		15 万円

【お問合せ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室

☎ 0857-29-1709 (育児・介護休業法)

☎ 0857-29-1701 (両立支援等助成金)

個別労働紛争を防ぎ、解決して働きやすい職場の実現を！【厚生労働省委託事業】

【令和6年度 個別労働紛争解決研修】

『基礎研修』開催のご案内

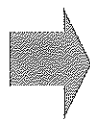
企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的とした個別労働紛争解決研修「基礎研修」を7月から令和7年1月まで13回開催します。

受講方法：研修日（ライブ配信または会場での受講）は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信を視聴しながら労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間

（研修日の1カ月前～研修日前日）

労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



■研修日当日（9：30～18：00）

「労働法（総括）」及び「事例的研修②～④」を自宅等でライブ配信により受講または会場で対面で受講。

※「基礎研修」は13回開催します。このうち7回は研修日にライブ配信で受講する回、6回は会場（東京5回、大阪1回）にて対面で受講する回となります。【各回定員60名、受講料 28,600円（税込）】

※応用研修は令和6年10月から令和7年2月まで10回開催します。日程、詳細は全基連のホームページをご覧ください。

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（略称 全基連）研修事業本部
TEL：03-3518-9103 E-mail：kensyu@zenkiren.com ホームページ <https://www.zenkiren.com>



◀詳しくはこちら

（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

毎年10月は加入促進強化月間です。

簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

有利

- 掛金は全額非課税助成
- 掛金の一部を国が

安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。
退職金

事業場の安全・健康・快適の 問題解決を応援!

中災防賛助会員

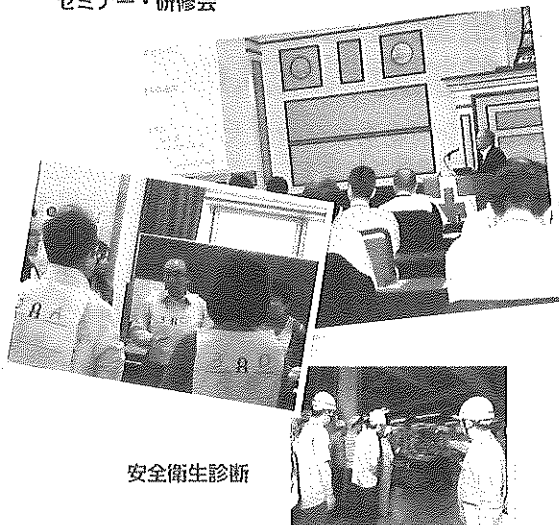
入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

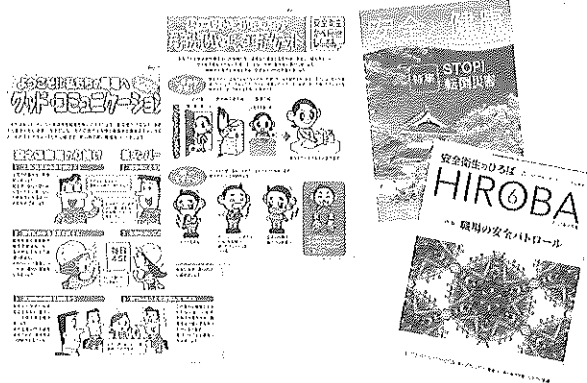
★教育研修・専門技術の利用
が会員料金

セミナー・研修会



安全衛生診断

★定期刊行物の配布



★各週間の時などに
ポスター、用品、図書の配布



★「全国産業安全衛生大会」
のご優待

★安全衛生ホットラインの利用

入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mail または FAX にてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。
- 事業場単位でのご入会となります。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部
(TEL: 03-3452-6049) または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

全ての働く人々に安全・健康を
～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA
Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会
教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

Tel. 03-3452-6049 (ダイヤルイン)

Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaijin@jisha.or.jp

<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>

東部支部だより

新たな化学物質規制に基づき、 職場で使用する 「化学製品」の管理を進めましょう

鳥取労働基準監督署

洗剤を用いてのトイレ清掃中に発生した中毒事故、美容院等での毛染め剤による手のかぶれ、カビ取り用洗剤を用いての壁や床の清掃中の呼吸困難事故など、化学物質を原因とする労働災害は多く発生しており、これらの原因は、有機溶剤や特定化学物質など、すでに労働安全衛生法令により個別に規制されている化学物質以外のものが大半です。

この現状を受け、危険有害性が確認されている化学物質全てについて各事業場が自律的に安全衛生対策を採れるようにすべく、労働安全衛生法令が改正され、新たな化学物質規制が令和 6 年 4 月から全面施行されています。

この新たな化学物質規制の主なポイントは、

- ①ラベルの表示や SDS (安全データシート) による通知の対象となる物質 (リスクアセスメントの実施義務対象物質) の大幅な拡大 (令和 8 年までに対象物質を約 2300 物質まで漸次増加)
- ②リスクアセスメントの実施とその結果を踏まえての労働者のばく露濃度の低減化の義務付け
- ③化学物質を製造・取扱う労働者に、適切な保護具を使用させることの義務付け
- ④自律的な管理に向けた実施対策の確立の義務付け (化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任、雇入れ教育における科目省略規定の撤廃等)
- ⑤特定化学物質障害予防規則等労働安全衛生法令の特別規則において義務付けられている作業環境測定の結果が第 3 管理区分となった事業場に対する措置の強化
- ⑥化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する特別規則の一部適用除外 (労働局長の認定を受けた事業場における特別規則の一部適用除外、特殊健康診断の実施頻度の緩和)

となります。

新たな化学物質規制に基づく「化学製品」の管理を行うためには、以下のステップを踏んで取組を推進させることとなります。

- STEP1: 職場で使用する「化学製品」の洗い出し
(リストアップ、ラベル・SDS による内容物及び危険有害性の確認)
- STEP2: 「化学製品」を管理するための体制づくり
(化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任)
- STEP3: 「化学製品」ごとのリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施
- STEP4: その他の取組 (労働者への教育、ラベル表示・SDS 交付、がん原性物質への対応、有害性の揭示、労働災害時の対応)

新たな化学物質規制に基づく「化学製品」の管理が未実施の事業場におかれては、この 9 月 1 日から始まる全国労働衛生週間の準備期間を契機として取組に着手し、化学物質による労働災害ゼロを目指しましょう。

●新たな化学物質規制に関するホームページ

- ・職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
(厚生労働省 H P)
(<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>)



- ・職場の化学物質管理「ケミサポ」
(労働安全衛生総合研究所 H P)
(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)



●令和 6 年度 厚生労働省委託事業「化学物質管理に関する無料相談窓口」

- 【事務局】 テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
- 【電 話】 050-5577-4862
- 【ホームページ】

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>



全国産業安全衛生大会(広島市) 参加無料バスのご案内

今年度の全国産業安全衛生大会は、10 年ぶりに中国地区の広島市で開催されます。この機会に、東部支部の会員の皆様が多く参加していただけるよう、大会会場までの往復のバス (無料) を運行いたします。また、バスに乗り込んで参加される方には、大会参加費 16,500 円のうち 6,500 円を補助いたしますので、多くの方の参加をお待ちしております。(締め切り 9 月 27 日 (金))

【日 程】令和 6 年 11 月 13 日 (水) 7:00 (鳥取駅南) 発、
12:00 頃 (会場) 到着予定。
11 月 14 日 (木) 13:00 (会場) 発、18:00 頃 (鳥取駅南) 到着予定。

ご案内を鳥取県労働基準協会 H P に掲載しています。
お問合せは東部支部 (☎0857-52-5060) まで。

東部支部専門部会合同委員会を開催

7 月 9 日 (水) に白兎会館で労務管理・産業安全・労働衛生部会の合同委員会を開催しました。

今年度の活動等について協議した後、①熱中症予防対策について、(株)大塚製薬工場、②労働基準法施行規則改正、③労働災害の発生状況と労働安全衛生関係法令の改正等について、鳥取労働基準監督署の方を講師に、研修を行いました。

また、会議終了後に懇親会を行い、親睦を深めました。



西部支部だより

米子署管内における 労働災害発生状況

令和6年米子労働基準監督署管内で発生した労働災害(休業4日以上のみ。新型コロナウイルス感染症を除く。)は、6月末時点で96件と、前年同期比で約19%減となっています。死亡災害は発生していません。

業種別では、製造業が24件と最多、次いで運輸交通業14件、接客娯楽業12件です。特に、建設業の件数減(R5:22件→R6:10件)、道路貨物運送業の件数増(R5:8件→R6:14件)が顕著です。

事故の型別では、転倒災害が32件と最多で、墜落・転落25件、はさまれ・巻き込まれ14件と続いています。

転倒災害にご注意を

◆令和6年に管内で発生した転倒災害32件を見ると、

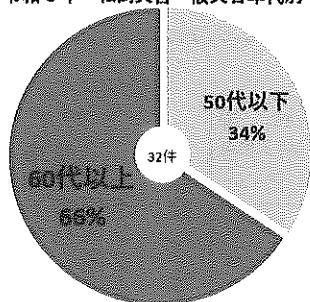
①災害全体の30%を占める

②平均休業日数は40日

③被災者の66%が60歳以上

といった状況があり、対策が急務と言えます。

令和6年 転倒災害 被災者年代別



◆基本的な転倒予防対策について、以下の観点から再確認をお願いします。

①転倒原因を解消する物理的対策(=ハード対策)

〈具体例〉・段差の解消・整理整頓・安全見える化

②高齢化に伴う身体機能低下等への対策(=ソフト対策)

〈具体例〉・「転倒等セルフチェック票」を活用し、各労働者に自身の身体機能を把握してもらう。

〈転倒等セルフチェック票の例〉

10月1日～7日は全国労働衛生週間 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

◆全国労働衛生週間は、職場の自主的活動の促進により労働者の健康を確保することを目的とした取組です。本週間(10月1日～7日)と準備期間(9月1日～30日)を設け、11の重点事項が示されています。

◆準備期間中の取組みとして、重点事項に対応した以下項目を中心に、自社の労働衛生活動を総点検しましょう。

- (1) 過重労働による健康障害防止対策
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策
- (3) 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- (4) 化学物質による健康障害防止対策
- (5) 石綿による健康障害防止対策
- (6) 職場の受動喫煙防止策
- (7) 治療と仕事の両立支援対策
- (8) 職場の熱中症予防対策の推進
- (9) テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- (10) 小規模事業場における産業保健活動の充実
- (11) 女性の健康課題への取組

◆さらに、本週間の取組みとしては、

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
 - 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
 - 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
 - 緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
 - 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
 - その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施
- といった取組みをお願いします。

講習会 開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部では次のとおり講習会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆フルハネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)

日 時 令和6年9月19日(木) 9時～17時

場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員40名)

☆職長・安全衛生責任者教育

日 時 令和6年10月9日(水)～10日(木)

10月9日(水) 9時～17時

10月10日(木) 8時30分～17時

場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆自由研削用といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日 時 令和6年10月23日(水) 9時～16時

場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員45名)

☆化学物質管理者講習に準ずる講習

日 時 令和6年11月6日(水) 9時～16時

場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆第2種酸素欠乏危険作業特別教育

日 時 令和6年11月7日(木) 9時～15時30分

場 所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

中部支部だより

今後の特別教育・研修等の日程について

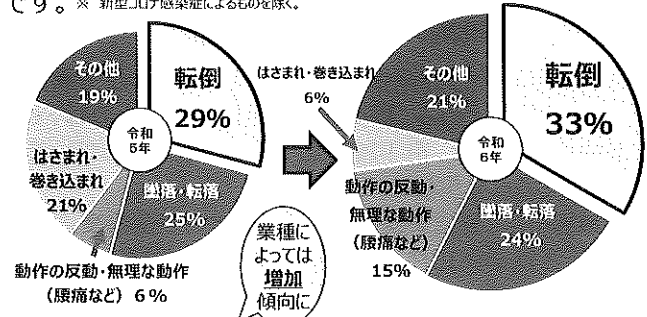
中部支部では10月から12月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。

募集開始はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1)リスクアセスメント研修 | 10月8日(火) |
| (2)安全管理者選任時研修(2日間) | 10月16日(水)・17日(木) |
| (3)特定粉じん作業特別教育 | 11月7日(木) |
| (4)化学物質管理者講習に準ずる講習 | 11月14日(木) |
| (5)KYT(危険予知訓練)研修 | 11月21日(木) |
| (6)フルハーネス型墜落制止器具使用作業者特別教育 | 11月28日(木) |
| (7)電気(低電圧)取扱業務特別教育 | 12月4日(水) |
| (8)足場の組立て等業務特別教育 | 12月12日(木) |

3 件に 1 件 が 転倒!?

令和 6 年(1月～7月)に倉吉労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、3分の1(※)が転倒災害です。※ 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。



★発生業種(数値は令和5年→令和6年)

製造業: 29%→18%

接客娯楽業(旅館業、飲食店など): 21%→9%

保健衛生業: 21%→27% 商業: 21%→27%

★男女別(数値は令和5年→令和6年) ★休業期間(平均)

男性: 50%→45%

女性: 50%→55%

25日(令和5年)

→31日(令和6年)

1か月近く仕事を休むことに...

- 対策
- ◆4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動
 - ◆危険の「見える化」
 - ◆転倒等リスク評価セルフチェック
 - ◆リスクアセスメント
 - ◆KY(危険予知)活動

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

倉吉労働基準監督署

2024.08

もっと詳しくはこちら!

STOP! 転倒 検索



〔注〕

①★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
②※限定免許解除試験で、クレーン限定解除試験(床上運転式限定解除試験を含む)の終了時刻は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。

試験の種類	試験月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	試験開始時刻	試験終了時刻
特級ボイラー技士		24						10:00	16:10
一級ボイラー技士			19		23		11	12:30	16:30
二級ボイラー技士		16	12	11	10	4	5	13:30	16:30
★特別ボイラー溶接士					24			13:30	16:00
★普通ボイラー溶接士					24			13:30	16:00
ボイラー整備士		2				19		13:30	16:00
★限定なし		9	7	3	21	27	6	13:30	16:00
★クレーン限定		9	7 27	3	21	27	6	13:30	16:00
★床上運転式限定		9						13:30	16:00
★限定免許解除試験		9						13:30	※
★移動式クレーン運転士			6		17		13	13:30	16:00
★揚貨装置運転士		3						13:30	16:00
発破技士				5				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者				5				13:30	16:30
林業架線作業主任者								13:30	16:30
第一種衛生管理者		8 29	13	4 18	14	6 18	1 18	13:30	16:30
第二種衛生管理者		8 29	13	4 18	14	6 18	1 18	13:30	16:30
高圧室内作業主任者			14					12:30	16:30
エックス線透過写真撮影作業主任者			21		31		4	12:30	16:30
潜水士			14					12:30	16:30
						12		12:30	16:30

に照会して下さい。

令和6年10月から令和7年3月までの試験日程は次の通りです。
受験資格については中国四国安全衛生技術センター
〒721-0955 福山市新漕町2-29-36
電話084-954-4661

労働安全衛生関係
免許試験日程(学科)